

区画整理だより



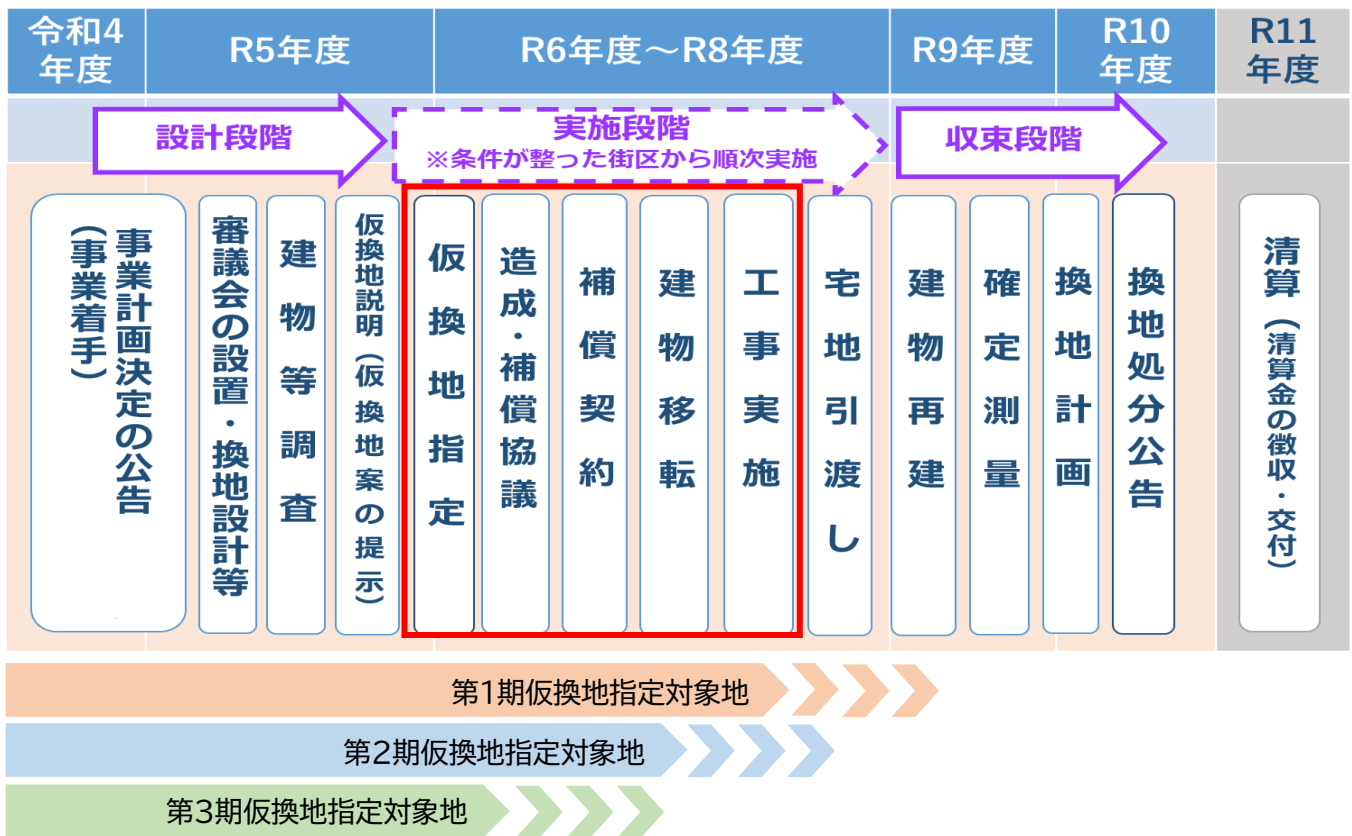
【発行元】 熊本県球磨地域振興局土木部
 【発行日】 令和6年11月27日(水)

Vol.9

日頃より青井被災市街地復興土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今回の区画整理だよりでは、「事業の進捗」及び「第6回土地区画整理審議会」などに関する情報をお届けします。

1 事業の進捗



～ 仮換地指定とは？ ～

①指定の定義

施行者(熊本県)が道路などの工事を行うために、従前の土地にかわり使用収益※することができる新たな土地を指定する行政処分です。

②指定に伴う影響

ア 従前地の使用収益停止

仮換地指定が行われると従前地は使用収益が停止となり、施行者(熊本県)の管理地となります。

イ 建物等の移転

建物や工作物等が工事の支障となる場合は、移転(建替え、曳家等)や除却が必要となります。

※使用収益とは、その土地を使用し、またその土地によって利益等を得ることをいいます。

実態的には、仮換地指定後すぐに従前地が使用できなくなることはありません。

今後、移転等が必要となる方には、個別に移転時期や補償内容の協議を進めさせていただきます。

2 第6回土地区画整理審議会 開催

(1) 第6回土地区画整理審議会について

11月18日(月)、球磨総合庁舎寺町別館において、第6回土地区画整理審議会を開催し、新たに14画地の仮換地(案)等について諮問を行いました。

審議会からは、原案どおり決定の答申を受けました。また、田中会長より「本日の審議会の答申を受け、仮換地指定率が100%となる。本事業は令和2年7月豪雨からの復興事業であるため、施行者においては、被災者の生活やなりわいが1日でも早く再建できるよう、引き続き、丁寧かつ迅速に取り組んでいただきたい」とのご意見をいただきました。

第6回審議会の様子



(2) 第3期仮換地指定について

審議会の答申を受け、11月27日(水)に第3期仮換地指定を行いました。

今回の仮換地指定により、土地区画整理区域内のすべての画地の仮換地指定を完了いたします。権利者の皆様にはご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。今後、対象権利者の皆様には、建物等の移転補償やこれからのスケジュール等について、ご説明に伺います。

仮換地指定 概要

項目	指定する画地数	指定が完了する街区数
地区全体	107画地	13街区
仮換地指定済み	93画地 (86.9%)	9街区 (69.2%)
第3期仮換地指定	14画地 (13.1%)	4街区 (30.8%)
計	107画地 (100.0%)	13街区 (100.0%)

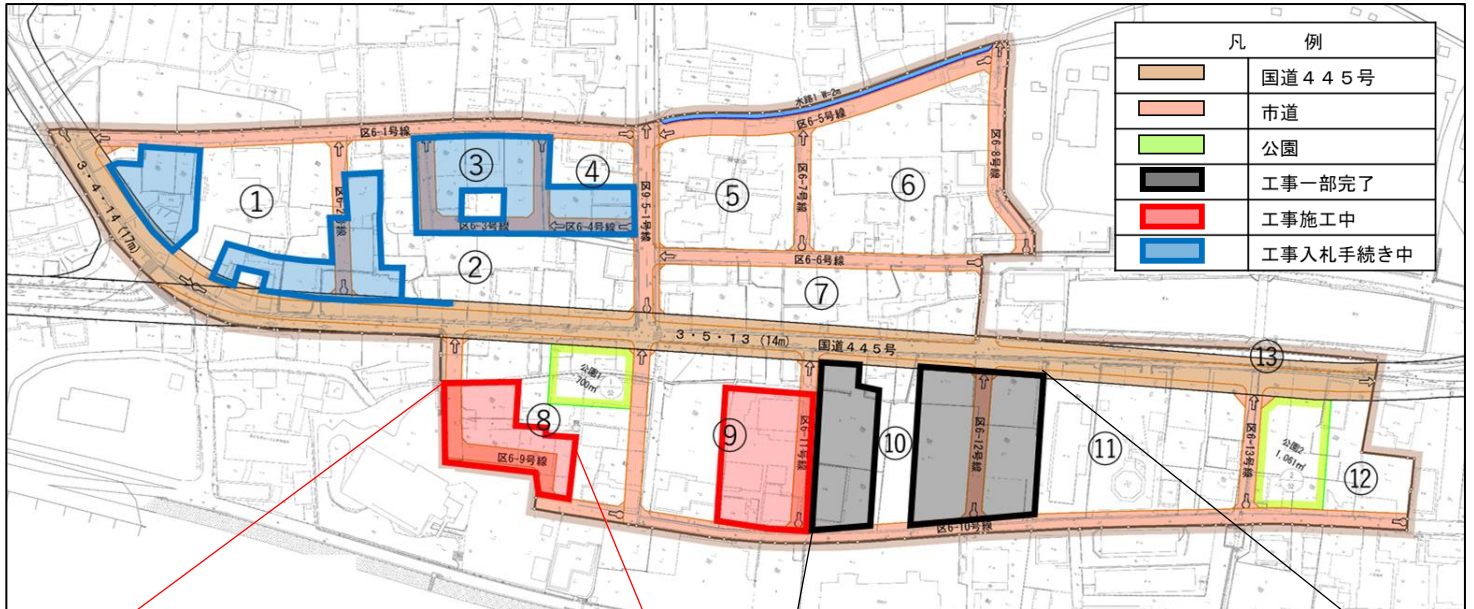
土地区画整理事業施行範囲(約5.2ha)



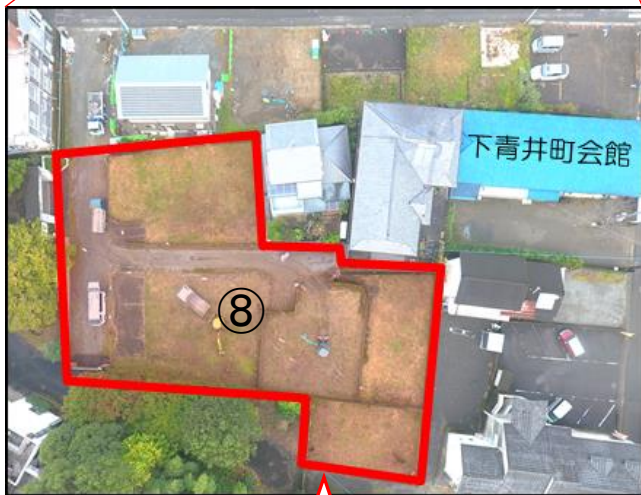
3 工事の進捗状況について

現在の工事進捗は下図のとおりです。その他の街区についても、工事の準備が整った箇所から順に着手してまいります。

工事期間中、近隣の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、一日も早く宅地の引渡しができるように工事を進めてまいりますので、今後とも事業へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



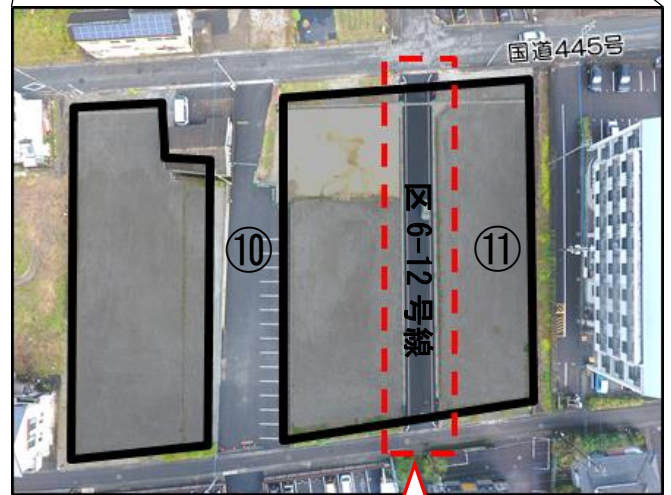
8街区施工状況 (R6.11撮影)



8街区の宅地造成工事を行っています



10, 11街区、6-12号線完了状況 (R6.11撮影)



新たに道路を通行できるようになりました



4 人吉市からのお知らせ

(1) 復興ひまわりプロジェクトについて

10月28日(月)に青井幼稚園にて、園児の皆さんと種を取る会を開催しました。今年6月に蒔いたひまわりの種が成長し、9月には綺麗なひまわりが咲きました。今回は、そのひまわりから種の採取を行いました。採取した種は青井幼稚園と人吉市が保管しています。

ひまわりの種採取の様子



参加いただいた青井幼稚園の皆さん



(2) 下青井町復興まちづくり座談会について

11月9日(土)に開催した下青井町復興まちづくり座談会において、(仮称)西部公園の規模や施設配置等に関する意見交換を行い、また、11月17日(日)及び24日(日)には実際に公園の利活用を想定した社会実験を実施しました。今後、その検証をもとに公園設計を行う予定です。

座談会の様子



公園の広さ体験の様子



◆お問い合わせ先

熊本県球磨地域振興局土木部 まちづくり工務課、まちづくり用地課

住所：人吉市寺町12-1 球磨総合庁舎寺町別館

電話：0966-24-4250(直通)

ホームページ：<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kennan/164736.html>

